

○幸田町一般競争入札参加事務取扱要領

昭和59年
第10号

(趣旨)

第1条 この要領は、町内業者の健全なる育成を図るため、幸田町契約規則(昭和59年幸田町規則第2号。以下「規則」という。)に規定する一般競争入札参加者の手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事は、次の表に定める工事で対象金額欄の範囲内のものとする。

対象工事	対象金額
土木工事	設計金額 40,000,000円未満
建築工事	設計金額 30,000,000円未満
管工事及び水道施設工事	設計金額 10,000,000円未満

(参加資格者)

第3条 一般競争入札に参加できる者は、規則第5条に定める資格告示に基づき参加資格申請書を提出した者で次に掲げる要件を備えている者(以下「参加資格者」という。)であること。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を得ていること。
- (2) 町内に本店又はこれに準ずるものを有すること。
- (3) 前号以外であって町内に法第3条第1項に規定する営業所(以下「営業所」という。)を有すること。
- (4) 資格告示の規定による審査基準日の前日までの営業年数が5年以上を有すること。
- (5) 審査基準日の直前2年の各営業年度における完成工事高について算定した工事の種類ごとの年間平均完成工事高は、次のとおりとする。ただし、直前2年の工事の種類ごとの年間平均完成工事高が基準に満たない者にあつては、諸般の状況を考慮し同程度の能力を有すると判断されること。

ア 町内に本店又はこれに準ずるものを有する者は、土木工事にあつては1,000万円以上、建築工事にあつては1,500万円以上、管工事及び水道施設工事にあつては合計額が1,000万円以上を有する者

イ 町内に営業所を有する者は、土木工事にあつては2,000万円以上、建築工事にあつては3,000万円以上を有する者

2 前項の参加資格者に、一般競争入札参加資格証(様式第1号)を付与するものとする。ただし、土木工事及び建築工事は、次の表に定める種別に区分し付与するものとする。

町内に本店又はこれに準ずるものを有する者	町内に支店又は営業所を有する者
----------------------	-----------------

格付ランク	土木工事	建築工事	格付ランク	土木工事	建築工事
	種別			種別	
B	甲A	甲	A	丙	
	甲B				
C	乙		B		

備考

- 1 甲A種の資格は、資格ランクB業者で、幸田町建設工事請負業者格付要領(昭和62年幸田町要領第28号)第3条第2項の規定により算定された総合点数が720点以上で、かつ、法第3条第1項で規定する特定建設業の許可を受けた業者
- 2 甲B種の資格は、資格ランクB業者で、幸田町建設工事請負業者格付要領第3条第2項の規定により算定された総合点数が650点以上720点未満の業者
- 3 前項により一般競争入札参加資格証を付与された者が、参加できる対象工事は、次の表のとおりとする。

対象工事	対象金額(設計金額)	参加資格			
		甲A	甲B	乙	丙
土木工事	25,000,000円以上 40,000,000円未満	甲A	—	—	丙
	15,000,000円以上 25,000,000円未満		甲B	—	—
	5,000,000円以上 15,000,000円未満			乙	—
	5,000,000円未満	—	—	—	—
建設工事	20,000,000円以上 30,000,000円未満	甲		—	丙
	20,000,000円未満			乙	—

(入札の周知)

第4条 一般競争入札事案を入札に付する場合は、指定日に幸田町公告式条例(昭和29年幸田町条例第1号)の例により公告(様式第2号)しなければならない。

- 2 前項の指定日は、毎月1日、10日、20日とし、指定日が祝祭日の場合は、翌日とする。

(入札参加の手続)

第5条 入札参加の手続は、入札事案公告の当日及びその翌日に入札参加申込書(様式第3号)により申し込ませるものとし、その翌日が祝祭日の場合は、翌日とする。

(入札関係図書の閲覧等)

第6条 一般競争入札に付す工事図書の閲覧及び貸出しは、入札事案公告の当日及びその翌日とし、その翌日が祝祭日の場合は、翌日とする。

2 前項の閲覧及び貸出しは、工事図書閲覧貸出簿(様式第4号)により行うものとする。

3 閲覧及び貸出用図書の作成は、閲覧用1部、貸出用5部とし、貸出しの期間は、午前又は午後の半日を単位とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務取扱に関し必要な事項は、別に町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(昭和62年第26号)

この要領は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則(平成2年第18号)

この要領は、平成2年5月14日から施行し、平成2年5月1日から適用する。

附 則(平成3年第32号)

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年第4号)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年第9号)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年第14号)

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成9年第17号)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年第24号)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年第33号)

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成14年第9号)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年第15号)

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

一般競争入札参加資格証 (年度)	
業者名	
対象工事	土木工事・建築工事
	管工事及び水道施設工事
参加資格	甲A種・甲B種・乙種・甲種・丙種
有効期間	年 月 日まで有効とする。 ただし、資格停止、資格取消し 及び指名停止期間中は無効とする。
年 月 日	
幸田町長	印

様式第2号(第4条関係)

第 号

一般競争入札を次のとおり行う。

年 月 日

幸田町長

印

1 入札に付する事項

番号	工事件名	工事場所	工期	対象者		入札
	路線名等			種別	資格	時間

2 入札に必要な資格に関する事項

年度 第 号に基づく参加資格を有するもので、前1の対象者種別及び資格欄記載の一般競争入札参加資格が付与された者

3 入札の場所及び期日

(1) 場所 幸田町役場

(2) 期日 年 月 日

4 入札の方法 別添入札の心得による。

5 契約条項を示す場所 幸田町役場総務部財政課

6 入札保証金 免除

7 入札参加手続等の方法

(1) 入札参加の方法

入札に参加しようとする者は、公告日から2日以内(公告日の翌日が祝祭日の場合はその翌日とする。)に入札参加の申込みをすること。

(2) 入札関係図書の閲覧及び貸出し

ア 閲覧及び貸出場所	幸田町役場総務部財政課
イ 閲覧に供する部数	入札に付す工事1件に対し1部
ウ 貸出しに供する部数	入札に付す工事1件に対し5部
エ 貸出期間	公告当日とその翌日とする(公告日の翌日が祝祭日の場合はその翌日)。
オ 貸出時間	半日を単位とする。 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで
カ 貸出手続	工事図書閲覧貸出簿記載により申し込むものとする。
キ 図書の保全	図書は破損、抜き取り、汚損等のないようにその保全

に努めること。

8 契約保証金に関する事項

請負代金が10,000,000円以上の場合は、納付を必要とする。

9 前払金及び部分払

幸田町公共工事請負契約約款の規定による。

10 その他

現場説明は、設計書及び設計図書の閲覧をもって代える。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第3号(第5条関係)

入札参加申込書

第 号

番号	工事名 _____		
	路線名等 _____		
	工事場所 幸田町		地内
申込日	業者名	申込日	業者名

様式第4号(第6条関係)

工事図書閲覧貸出簿

第 号

番号	工事名 _____
----	-----------

